

北海道教育委員会教育長告示第11号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和7年2月12日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

(教育委員会所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金								
<p>1 北海道学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金</p> <p>「社会に開かれた教育課程」を実現し、いじめ・不登校への対応や「学校における働き方改革」を推進するためには、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域全体で子ども達の教育環境を向上させる必要がある。</p> <p>本事業は、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校である「コミュニティ・スクール」の導入や充実に向けた取組と、幅広い地域の方々の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動である「地域学校協働活動」を一体的に支援することにより、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子どもを取り巻く課題を解決できる地域社会を目指すものである。</p>								
別表(1)の内容・機能を有するもの(体制構築に係る)	市町村(札幌市、旭川市及び	地域と学校の連携・協働体制の構築に必要な経費(諸謝	3分の2以内(寄附金そ	教育第12号様式	教育第26号様式	提出部数1部	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこ

経費)	函館市を除く。)	金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費)※会議費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する児童生徒や保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。	他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第14号様式 教育第16号様式 教育第53号様式	教育第27号様式 教育第53号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係		れらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。
別表(3)の②のイの(ア)の内容・機能を有するもの(放課後子供教室)	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	1 放課後子供教室の実施に必要な経費(諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費)※会議費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する児童生徒や保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。 2 放課後子供教室実施のための備品の整備に必要な経費(施設整備費に該当するものは除く。)	3分の2以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第32号様式 教育第33号様式	教育第26号様式 教育第27号様式 教育第32号様式 教育第33号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。
別表の(2)から(3)の②の(イ)及びウの内容・機能を有するもの(地域学校協働活動)	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	地域学校協働活動等に必要な経費(諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費)※会議費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する児童生徒や保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。	3分の2以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第42号様式	教育第26号様式 教育第27号様式 教育第42号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 各教育局教育支援課	教育局長	交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中あて先に「北海道教育委員会教育長」とあるのは、「北海道教育庁〇〇教育局長」と書き換えて使用すること。
2 地域における家庭教育支援活動事業費補助金 家庭を取り巻く環境が変化する中、地域において、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の仕組みづくりを行い、地域のニーズを踏まえた家庭教育支援の取	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	家庭教育支援活動の実施に必要な経費(諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費)※会議費以外の食糧費、交際費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。	3分の2以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第43号様式 教育第44号様式	教育第26号様式 教育第27号様式 教育第43号様式 教育第44号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 各教育局教育支援課	教育局長	交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中あて先に「北海道教育委員会教育長」とあるの

<p>組を行うことが重要である。</p> <p>そのため、本事業においては、家庭や地域と学校との連携強化を図りつつ、家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成、家庭教育支援を担う者等の配置、「家庭教育支援チーム」の組織化等を行う。そして身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、家庭教育に関する情報提供や相談対応等の支援活動の実施に加え、支援が行き届きにくい家庭への対応を充実させることにより、地域における家庭教育支援の基盤を構築する。</p>			の額)					は、「北海道教育庁〇〇教育局長」と書き換えて使用すること。
<p>3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金</p> <p>子供たちが安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子供の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備を推進する。</p>								
<p>(1) スクールガード・リーダーによる学校や通学路の巡回指導等の実施</p>	<p>市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）</p>	<p>スクールガード・リーダーの巡回指導の実施に必要な経費（諸謝金、旅費、保険料）</p>	<p>3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額）</p>	<p>教育第2号様式 教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第26号様式 教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課</p>	<p>教育長</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>
<p>(2) スクールガード・リーダー育成講習会の開催</p>	<p>市町村（札幌市、旭川市及び</p>	<p>スクールガード・リーダー育成講習会の実施に必要な経</p>	<p>3分の2以内（寄附金そ</p>	<p>教育第2号様式</p>	<p>教育第2号様式</p>	<p>提出部数 1部</p>	<p>教育長</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこ</p>

	函館市を除く。)	費（諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、委託費）	他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式	教育第26号様式 教育第27号様式	提出期限別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課		れらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。
(3) スクールガード養成講習会の開催	市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	スクールガード養成講習会の実施に必要な経費（諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料）	3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第2号様式 教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式	教育第2号様式 教育第26号様式 教育第27号様式	提出部数 1部 提出期限別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。
(4) スクールガード等の増員のための活動及び子供たちの見守り活動	市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	スクールガード等を増員するための広報活動等の施策及び子どもたちの見守り活動の実施に必要な経費及び家庭や地域の関係機関・団体と連携の場の構築に必要な経費（謝金（スクールガードに対するものは除く。通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費（机等の事務器具は除く。））	3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額)	教育第2号様式 教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式	教育第2号様式 教育第26号様式 教育第27号様式	提出部数 1部 提出期限別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。